

<行政不服審査制度に関する Q&A>

Q1.自身ではなく他の人に対してなされた処分について、審査請求をすることはできるのか。

A1. 行政庁の処分に不服がある者、すなわち権利利益に直接具体的な効果を及ぼすものにより自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者が審査請求をすることができます。よって、処分の直接的な相手方でなくとも、審査請求をする法律上の利益を有する者であれば、審査請求をすることができるものと考えられます。

Q2.審査請求をした場合、審査請求の対象となった処分の効力は停止されるのか。

A2. 審査請求がなされても、対象となった処分の効力が自動的に停止される訳ではありません。

審査請求の対象となった処分の効力を停止させたい場合は、審査請求人が執行停止の申立てをする必要があります（申立書の様式は特に決まっておりませんが、執行停止を求める旨とその理由を記載することなどが想定されます）。

審査請求人の申立てを受けた審査庁は、当該処分により生じる重大な損害を避けるために緊急の必要性があるのか、損害の性質及び程度並びに当該処分の内容及び性質等から総合的に判断し、当該処分の執行等を停止すべきかどうか決定します。

Q3.行政不服審査会への諮問を要しない場合は、具体的にどういう場合か。

A3. 行政不服審査法第43条第1項各号に掲げられていますが、

- ・ 審査請求人から行政不服審査会への諮問を希望しない旨の申出がある場合
 - ・ 審査請求が不適法（審査請求ができる期間を経過している、審査請求の対象となる処分には該当していないなど）であり却下する場合
 - ・ 審査請求に係る処分の全部を取り消す場合
- などがあります。

Q4.行政不服審査法第43条第1項第5号で規定されている「行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合」とは、具体的にはどのようなものがあるのか。

A4.同一の審査請求人からなされた同一趣旨の審査請求であって、行政不服審査会において、過去に先例となる答申が行われ、再度、調査審議をしても同様の結論になると審査会会長が認めた場合には、行政不服審査会による審議を行わないことがあります。